

笠間市議会議会運営委員会記録

令和6年2月27日 午後3時30分開会

出席委員

委員長	西山	猛	君
副委員長	益子	康子	君
委員	内桶	克之	君
〃	田村	幸子	君
〃	石井	栄	君
〃	畑岡	洋二	君
〃	石松	俊雄	君
議長	大関	久義	君

欠席委員

委員	大貫	千尋	君
----	----	----	---

出席説明員

総務部長	後藤	弘樹	君
------	----	----	---

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山	浩太
議会事務局次長	堀内	恵美子
次長補佐	鶴田	貴子
係長	神長	利久
係長	上馬	健介

議事日程

令和6年2月27日（火曜日）

午後3時30分開会

- 1 開会
- 2 案件
 - (1) 追加議案の取り扱いについて
 - (2) その他

午後3時30分開会

○西山委員長 議会運営委員会委員の皆様並びに議長におかれましては、本会議に引き続き、議会運営委員会に御出席を賜りありがとうございます。

本日は、追加議案の取り扱いについて、ご協議をお願いしたく、会議を開いた次第であります。よろしくお願いいたします。

○西山委員長 ただいまの出席委員は7名であります。欠席委員は、大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、執行部より総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席をしております。

本日の会議の記録は、書記の次長補佐をお願いいたします。

○西山委員長 会議に先立ち、議長より挨拶をお願いいたします。

○大関議長 本会議に続きまして、議会運営委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

ただいま委員長の方からあったように、追加議案がありますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○西山委員長 ありがとうございます。

傍聴の申し出がありましたので、よろしくお願いいたします。

○西山委員長 それでは、これより会議に入ります。

追加議案について、総務部長より説明をお願いします。

総務部長後藤弘樹君。

○後藤総務部長 本日は議会運営委員会を開催していただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

今回、追加議案といたしまして、提案をさせていただきたいということで、その理由といたしましては、令和5年6月に行政手続きにおける特定の個人を識別させるための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法の改正が行われまして、そちらの一部の施行期日が、その施行の1年3か月以内に定めるとされていますので、本市の関係条例の改正を令和6年第2回定例会に上程する予定で進めてございましたが、今般、法律の施行期日が、5月中の可能性があるということが示されたことから、急きよ、追加議案を提出し、ご審議いただきたいと思いますということでございます。

では、提出議案の概要について、ご説明をさせていただきます。

提案の1、議案第41号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

一部改正の内容は、令和5年6月の法律改正におきまして、別表第2が削除されまして、そちらの内容が、本則または省令で定める主務省令に規定することで、情報の連携を可能とするような法律の改正がありまして、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定が見直しをされたところで、本条例も改正するとともに用語の定義を整理する内容となっております。

なお、これによりまして、本市におけるマイナンバーの利用に関して変更される内容はございません。そのような、一部改正の内容となっております。

何とぞよろしく申し上げます。

○西山委員長 追加議案については、以上であります。この件について、何かご質問等がございましたら、挙手により申し上げます。

石井委員どうぞ。

○石井栄委員 これは出さなくちゃならないのですか、そもそも。

○西山委員長 総務部長答弁。

○後藤総務部長 マイナンバー法のほうが一部改正されておりまして、私どもの条例との齟齬が生じるので改正をさせていただきたいと思っております。

○西山委員長 上位法ですね。よろしいですか。

それでは次に、追加議案の取り扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長、堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 それでは、追加議案の取り扱いについて、議事日程第2号(案)でご説明をいたします。

タブレット資料03議事日程第2号(案)をご覧ください。

2月20日の議会運営委員会でご説明をさせていただきましたが、日程第1から第4までには、変更はございません。

2ページの1番下をご覧くださいと思います。日程第5議案第41号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてが、追加となる議案となります。

提案理由説明の後、通告なしの質疑を行い、04になりますが、議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

説明は以上でございます。

○西山委員長 説明が終わりました。

この件について、ご意見、ご質疑等がありましたら、挙手によりお願いします。
なければ、追加議案の取り扱いについては、そのように決したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ご異議なしと認め、そのように決しました。

執行部でほかに、案件、報告事項がなければ、ここでご退席をお願いいたします。

〔執行部退席〕

○西山委員長 続けて、その他に入ります。

その他に何かございませんか。ありませんか。

私のほうから、1点、みなさんにご相談なんです、特別委員会が設置されます。定数等に関する特別委員会ということで設置されます。この委員長についてなんですが、委員長の役職については、議会運営委員会の委員のみなさまの中から1名というのがふさわしいのかなと思ったので、もし事前にお話できればなと思ひまして、提案させていただきました。

全員ということなので、そういう形がふさわしいのかなと思ひましたので、協議いただければな。あるいは、委員会は全員ですけれども、全員で決めろというのであれば、それはそれで良いと思ひますけれども。もし皆さんのご意見が、ほかにあれば。いただければと思ひます。いかがでしょうか。議会運営委員会の中で、けん引というか、してきた案件なので。

正副委員長を除いて、委員の中から、今日、大貫委員は欠席であります。いかがでしょうか。

石松委員の意見をいただけたら。

○石松俊雄委員 議運でこの人という提案を委員長がすれば、すぐに決まるかな思ひます。

○西山委員長 できれば互選でお願いできればと思ひていたんですけど。いかがでしょうか。

田村委員どうぞ。

○田村幸子委員 今回の定数に関しては、さまざまなデータを用意してくださっている内桶委員が、よろしいのではないかと思ひます。

○西山委員長 ただいま、内桶委員というご意見がありましたが、ほかにありませんか。

なければ、私の意見を言わせていただきます。よろしいですか。

内桶委員は、副議長という要職にありますので、最初に抜いてという言い方はおかしいんですけど、そう思ひていたので、田村委員いかがでしょうか。

女性の代表で、いかがでしょうか。もし、みなさん、異論がなければ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 では、田村委員にお任せする形で、もちろん、あくまでも、ここで決めたことなので、ご報告のもとで、みなさんの意見が、いやいやそうでないということであれば、それはそれで。

議会運営委員会の責任として、今までけん引してきた、責任として、委員会の中から、委員の中からと思って提案をしたしだいなのですが、みなさんの意見が、いいのじゃないのということであれば。

さらにみなさん、全議員の意見が、多少、温度差とか、差異があれば、またそれは、議論し直すということで、とりあえず提案させてもらっていいかなと、委員会のほうから。

いかがでしょうか。

もし異論があれば、フラットにします。非民主的なことでは、好きではないので、異論があれば、フラットにします。ありませんか。

石井委員ありませんか。

○石井栄委員 とくにははないです。私が入らなければいいです。

○西山委員長 ありがとうございます。

では、本日の議会運営委員会の中でということで、報告をして、提案として出したいと思います。

○西山委員長 そのほか、なければ、よろしいですか。

それでは、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

大変ご苦労様でした。

午後 3 時 4 2 分閉会